

鹿 児 島 県 公 報

令和3年4月2日（金）第196号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定希少野生動植物の指定（※）（自然保護課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 5
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定の取消し（雇用労政課取扱い） 5
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定（雇用労政課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業に係る換地処分（2件）（農地整備課取扱い） 6
- 公共測量の終了（4件）（監理課取扱い） 6
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 7
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 7
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 7
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 12
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 14
- 選挙管理委員会告示
- 市町村の区域を分けて開票区を設置（選挙管理委員会取扱い） 15

告 示

鹿児島県告示第474号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和3年4月2日

		鹿児島県知事	塩田康一
分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	ヤシガニ	<i>Birgus latro</i>	オカヤドカリ科
動 物	リュウキュウサワガニ	<i>Geothelphusa obtusipes</i>	サワガニ科
植 物	イワギリソウ	<i>Opithandra primuloides</i>	イワタバコ科
植 物	ヤマシヤクヤク	<i>Paeonia japonica</i>	ボタン科
植 物	サルメンエビネ	<i>Calanthe tricarinata</i>	ラン科

鹿児島県告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市田神字岩戸ノ上1502番，1503番，1503番乙，1512番イ，1513番，1514番，1514番乙
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
始良市北山字岩山段3148番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第477号